

国自安第182号
令和6年3月29日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 安全政策課長

自家用車活用事業における運行管理について

「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3.（3）で定める運行管理に関する取扱いは、旅客自動車運送事業運輸規則（以下、「運輸規則」という。）第47条の8を踏まえ、以下の通り定める。

1. 異常気象時の措置

運輸規則第20条に準じて実施すること。

2. 過労防止等

運輸規則第21条に準じて実施すること。

3. 点呼等

運輸規則第24条に準じて実施すること。また、遠隔点呼や自動点呼を実施する場合は、その実施にあたり、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成14年1月30日、国自総第446号、国自旅第161号、国自安第149号）」に規定する届出が必要となるとともに、「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号。以下「点呼告示」という。）」が定めるところにより実施すること。

4. 業務記録

運輸規則第25条第3項及び第4項に準じて実施すること。

5. 運行記録計による記録

運輸規則第26条第2項に準じて実施すること。ただし、運行記録計による記録が困難な場合は、GPSを搭載したスマートフォン等※による距離と時間の記録をもって代えることができる。

※「GPSを搭載したスマートフォン等」とは、みちびき（準天頂衛星）に対応したスマートフォン及びドライブレコーダーをいう。

6. 事故の報告及び記録

事故が発生した場合、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に準じてその旨を国土交通大臣（運輸支局等）に届け出るとともに、運輸規則第26条の2に準じて記録及び保存すること。なお、国土交通大臣（運輸支局等）への届出は、自動車事故報告書の別記様式によるものとし、以下の点に留意すること。

- ・「自動車の使用者の氏名又は名称」には法人タクシー事業者名を記載
- ・「当該自動車の使用の本拠の名称及び位置」に自家用自動車活用事業である旨を併記
- ・「当該自動車の概要」は「自家用 2. 有償旅客運送」を選択

7. 乗務員台帳

運輸規則第37条第1項に準じて乗務員台帳の作成及び備え付けを実施すること。

8. 自家用車ドライバーに対する指導監督

新たに自家用車ドライバーとして選任する者に対しては、国土交通大臣が告示で定める適性診断を受けさせるとともに、運輸規則第38条第2項に準じて行う指導監督を行うこと。また、自家用車ドライバーとして選任した者に対しては、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成13年12月3日 国土交通省告示第1676号、以下「指導監督指針」という。）第1章に定める項目を以下の頻度で教育すること。

- ・ 第一種運転免許を保有する自家用車ドライバー・・・四半期毎
- ・ 第二種運転免許を保有する自家用車ドライバー・・・毎年

上記の他、自家用車ドライバーに対する指導監督やその記録の保存等は、運輸規則第38条、第39条及び第40条（指導監督指針を含む。）に準じて実施すること。

9. 応急用器具等の備え付け

運輸規則第43条第2項に準じて自家用自動車に非常用信号用具を備えること。

10. 運行管理者の業務

選任された運行管理者は運輸規則第48条に準じて自家用車活用事業に係る運行管理を実施するものとする。なお、運行管理者の選任数は、事業用自動車及び稼働させることが可能な自家用自動車の合計を40で除して1を加えた数以上とする（1未満の端数は切り捨て）。